

## 7.4.2 大気汚染物質・水質汚濁物質

### (1) 予測手法

#### 1) 施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質

施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質の予測及び評価の手法を表 7.4.2-1 に示す。

表 7.4.2-1 予測及び評価の手法（施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質）

項目		影響要因 の区分	予測及び評価の手法	選定理由
環境影響評価 項目の区分				
大気汚染物質 ・ 水質汚濁物質	大気汚染物質 ・ 水質汚濁物質	施設 の 稼働	1 予測すべき情報 (1)大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量 (2)大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の効果の状況	汚染物質排出量のほか、その排出抑制対策とした。
			2 予測の基本的な手法 (1)大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量 施設の運転管理計画から整理する方法。 (2)大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の効果の状況 施設の運転管理計画から整理する方法。	予測事項が適切に求められる手法とした。
			3 予測時期等 施設の稼働が定常となる時期とする。	事業の実施後事業活動が定常に達した時期とした。
			4 評価の手法 (1)環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価 予測結果に基づき、施設の稼働による大気汚染物質・水質汚濁物質について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを検討する。	評価については、回避・最小化・代償に係る評価による手法とした。

(2) 予測の結果

1) 施設の稼働

① 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量

(7) 予測対象時期

施設の稼働が定常となる時期とする。

(4) 予測手法

事業計画を整理し、環境保全のために講じようとする対策を踏まえて、大気汚染物質の種類ごとの排出量を把握・整理することにより予測した。

排水については、施設内で生じるプラント排水については、公共下水道に排水するか、あるいは施設内で処理した後に再利用を行い、施設外に排水しないクローズドシステムを採用する。廃棄物運搬車両の洗車排水は、プラント排水と同様に処理した上で再利用、または下水に放流する計画であり、また、廃棄物の飛散防止対策を講じることから、対象事業実施区域から調整池を通じて排水する雨水に水質汚濁物質が混入することはない。

生活排水についても、公共下水道に排水するか、あるいはプラント排水と同様に施設内で再利用する。

以上のことから、水質汚濁物質の排出は予測しないこととした。

なお、ごみ処理施設の稼働に伴い発生する大気汚染物質については、大気質の予測に示すとおり、処理方式の違いによる排出ガス量及び排出温度等に明確な差が見られないことから、ここでは「最大排ガス量」に基づいて発生量を予測した。

(7) 予測結果

施設の稼働による大気汚染物質の予測された日最大発生量は表 7.4.2-2 に示すとおりである。

最大排出量は排出源の諸元から排ガス中の汚染物質濃度に 1 日あたりの湿り排ガス量 (912,000m<sup>3</sup>/日) を乗じることで求めた。

表 7.4.2-2 施設の稼働による大気汚染物質に関する予測結果

項目	法律に基づく排出基準による排出量	自主規制値に基づく最大排出量	発生抑制対策
硫黄酸化物	18.24 m <sup>3</sup> /日 (既存施設の基準値に基づく排出量)	18.24 m <sup>3</sup> /日	活性炭吹き込みによる吸着処理及び集じん器による除去
窒素酸化物	228 m <sup>3</sup> /日	91.2 m <sup>3</sup> /日	法令による排出基準よりも厳しい自主規制値の採用
ばいじん	36.48 kg/日	18.24 kg/日	
塩化水素	392.16 m <sup>3</sup> /日	91.2 m <sup>3</sup> /日	
水銀	27.36 g-Hg/日	27.36 g-Hg/日	活性炭吹き込みによる吸着処理及び集じん器による除去
ダイオキシン類	0.0000912 g-TEQ/日	0.0000912 g-TEQ/日	

注) 法律に基づく排出基準は、大気汚染防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に規定される排出基準を示す。硫黄酸化物についてはK値規制であり、排ガス濃度としての基準が直接的には設けられておらず、施設の詳細な設計が行われるまでは濃度を算出できないことから、類似の既存施設における公害防止基準値を参考に排出量を算出した。

② 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出抑制対策の効果の状況

(7) 予測対象時期

施設の稼働が定常となる時期とする。

(イ) 予測手法

事業計画を整理し、環境保全のために講じようとする対策を踏まえて、大気汚染物質の種類ごとの排出量を把握・整理することにより予測した。

(ウ) 環境配慮事項

大気汚染物質等に関しては、表 7.4.2-3 に示すとおり環境配慮事項を計画していることから、この環境配慮事項を踏まえた予測を行った。

表 7.4.2-3 環境配慮事項（施設の稼働による大気汚染物質）

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類
煙突排ガス中の大気汚染物質濃度の低減	適切な燃焼を維持するための制御装置、及び排ガス処理施設の設置など、実行可能なより良い技術を採用するとともに、法規制値より厳しい自主規制値を設定し、排ガス濃度の低減を図る。	排ガス中の大気汚染物質濃度の低減	最小化
環境監視の実施	燃焼状況、煙突排出ガス濃度などの環境モニタリングを実施する。	排ガス中の大気汚染物質濃度の低減の維持	最小化

(I) 予測結果

予測結果は表 7.4.2-2 に示すとおりである。

窒素酸化物、ばいじん及び塩化水素については、周辺の既存施設における規制値を参考として、大気汚染防止法及び山梨県生活環境の保全に関する条例に規定される排出基準よりも厳しい自主規制値を設定することにより、排出基準をそのまま採用した場合と比較して、50%以上の排出削減が得られると予測された。

硫黄酸化物、水銀及びダイオキシン類については、従来技術により、環境への影響が十分に低減可能であると考えられたことから、法令に基づく基準値と同じであるが、それを確実にすることを目的として、活性炭の吹き込みや集じん器による除去を行うこととしている。

自主規制値の設定と遵守により、法律に基づく排出基準を遵守した際よりも大気汚染物質の排出は低減されるため、対策の効果は発揮されていると予測できる。

③ 予測結果のまとめ

環境配慮事項を踏まえた予測の結果、排出抑制対策は有効であり、法律に基づく排出基準を遵守した際よりも大気汚染物質の排出は低減され、影響は極めて小さいと考えられる。

### (3) 環境の保全のための措置及び検討経緯

#### 1) 環境配慮事項（再掲）

事業の計画策定にあたって、あらかじめ環境に配慮することとした事項を表 7.4.2-4 に示す。

表 7.4.2-4 環境配慮事項（施設の稼働による大気汚染物質）

環境配慮事項	環境配慮事項の内容	効果	効果の種類
煙突排ガス中の大気汚染物質濃度の低減	適切な燃焼を維持するための制御装置、及び排ガス処理施設の設置など、実行可能なより良い技術を採用するとともに、法規制値より厳しい自主規制値を設定し、排ガス濃度の低減を図る。	排ガス中の大気汚染物質濃度の低減	最小化
環境監視の実施	燃焼状況、煙突排出ガス濃度などの環境モニタリングを実施する。	排ガス中の大気汚染物質濃度の低減の維持	最小化

#### 2) 環境の保全のため措置の検討

環境配慮事項を実施することにより、施設の稼働による大気汚染物質の影響は低減される。検討の結果、環境保全措置は講じる必要はないと判断した。

### (4) 評価

#### 1) 評価の方法

##### ① 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

予測の結果に基づき、大気汚染物質の排出について、実行可能な範囲内で回避・最小化・代償の方針に沿った配慮が行われているかを評価した。

#### 2) 評価の結果

##### ① 施設の稼働

#### (7) 大気汚染物質・水質汚濁物質の排出量及び排出抑制対策の効果の状況

##### ア) 環境影響の回避・最小化・代償に沿った配慮に関する評価

予測結果より、ごみ処理施設から生じる大気汚染物質については、法令等に定められた排出基準以下の自主規制値を採用するという配慮事項をふまえた調査・予測の結果、影響は極めて小さいと考えられたことから、環境保全措置は実施しないこととした。

また、事後調査として、施設の稼働時における排ガス中の大気汚染物質濃度等を調査することで、最小化が確実に行われるようにする。